

平成 29 年度 宇宙航空プロジェクト研究員（任期制） FAQ

■ 応募に関する FAQ

Q：既卒でも応募可能ですか？

A：可能です。博士号を取得していることが採用の条件になります。現在、大学院博士課程に在学していられる方は指導教授等から博士号取得見込であることを証明していただく必要があります。

Q：年齢制限はありますか？

A：年齢制限は設けておりませんが、本制度は若手研究者の育成を目的としています。

Q：企業に勤務しているのですが応募は可能ですか？

A：応募条件を満たせば可能ですが、面接等は平日に行いますので、それに対応できることが条件です。休日に行うといった例外的措置は取りませんので、予めご了承の上でご応募ください。

Q：学部卒も募集していますか？

A：博士号取得者と同等の研究能力があると判断される場合は対象となる可能性があります。当該事実については、応募書類の中で証明していただくことになります。

Q：複数の研究テーマに併願応募することはできますか？

A：可能です。募集テーマ毎に応募書類を一式ご準備ください。一つの応募書類で複数のテーマへの応募（併願）はできません。

Q：平成 29（2017）年 7 月に博士号取得見込なのですが、応募は可能ですか？

A：原則、入社予定日は平成 29 年 4 月 1 日ですが、ご応募いただくことは可能です。個別に判断致しますので、一度ご相談ください。ただし、いかなる場合においても、平成 29 年 10 月 1 日までに着任できない場合は入社資格を喪失しますのでご注意ください。

Q：日本人である必要はありますか？

A：応募者自身が日本国籍や永住資格持っている必要はありません。外国籍の方は入社日までに在留資格証明書の写しを提出できることが、入社条件となります。

Q：英語で応募書類を作成することは可能ですか？

A：英語で公募をしているテーマについては英語での作成も可とします。それ以外のテーマにおいては、原則日本語での作成をお願いします。

Q：研究テーマを詰めるために、研究指導者を訪問したいが可能ですか？

A：募集要項に掲載のある問い合わせ先にご自身で連絡の上ご相談ください。なお、業務の都合上、訪問対応できない場合もあります。

Q：研究分野の詳細内容を読むと、若干自分の研究テーマとずれています。応募しても問題ないですか？

A：募集要項に掲載のある問い合わせ先にご自身で連絡の上ご相談ください。

Q：応募書類の提出が提出期限に間に合いそうにないのですが、PDFなどで提出してもいいですか？

A：指定の提出方法（郵送）以外の方法では、受理致しません。提出期限を過ぎた場合には、公平性の観点から選考対象外となりますので、期限内の提出をお願いします。

Q：海外在住のため、書類の郵送に1週間程度要します。期限内に届かない可能性もありそうですねのですが、どうすればいいですか？

A：間に合う見込みがある場合は郵送ください。その際、配送状況の追跡確認ができる手段を用いてください。提出期限を過ぎて到着した場合には、公平性の観点から選考対象外となりますので、ご了承ください。

Q：大学で受診した健康診断だと、項目が全て満たされていないのですが、それを提出してもいいですか？

A：項目に不足がある場合は、別の医療機関にて対象項目を受診し、診断結果を提出ください。

Q：海外在住等で期日までに健康診断を受けられないのですが、どうすればいいですか？

A：面接に進む方には健康診断書を提出頂く必要があります。応募書類の提出までに間に合わない場合は、その旨を記載した書面を応募書類に同封し、面接当日に必ずご持参ください。

■ 選考に関する FAQ

Q：英語で面接を受けることは可能ですか？

A：英語で公募をしているテーマについては英語での面接も可とします。
それ以外のテーマにおいては、日本語をお願いします。

Q：海外留学生に関して特別の配慮はありますか？

A：ありません。通常の応募者と同じプロセスで選考します。

Q：昨年の選考で不合格だったのですが、今年も応募可能でしょうか？

A：応募条件を満たしていれば、可能です。

■ 採用後の勤務に関する FAQ

Q：配属先・勤務地はどのように決まるのですか？

A：採用となった研究テーマの指導者が在籍する部署・勤務地に配属となります。

Q：研究員としての在任中に異動することはありますか？

A：原則、人事異動はありません。最長3年間、採用となった研究テーマで業務を遂行していただきます。しかしながら、稀に所属長と本人との間で合意が成立した場合に限り、部署間・事業所間の異動が生じる場合があります。

Q：職員として採用される道はありますか？

A：改めて経験者採用（任期なし職員）に応募する道が想定されます。本制度は任期終了後に自動的に職員として採用されるものではありませんので、ご承知置き願います。

Q：雇用期間の延長は認められていますか？

A：原則、最長3年間ですが、雇用期間中に産前産後休暇や育児休暇等を取得した場合には、その期間分を延長することが可能です。ただし、延長後の雇用期間は当初採用日から5年を超えない範囲とします。

Q：研究に必要な経費はどのくらい負担してもらえるのでしょうか？

A：研究テーマ毎に状況が異なりますので、研究指導者にご相談下さい。ただし、研究員個人に個別の研究費を支給することはありません。

Q：業務で出張はありますか？その際の交通費は支払われますか？

A：出張の有無は研究テーマ毎に異なりますので、研究指導者へ問合せください。業務において出張が必要であると認められる場合は、機構の規程に基づき費用が支払われます。

Q：育児休暇は取得できますか？

A：機構の規程に基づき、採用2年目のみ取得できます。

Q：宿舎の貸与はありますか？

A：ありません。

Q：住居手当はいくら支給されますか？

A：以下のとおり月額の家賃によって支給される金額が異なります。

- ・月額が23,000円未満の場合、月額家賃から12,000円を引いた額
- ・月額が23,000～55,000円未満の場合、11,000円＋（家賃－23,000円）/2
- ・月額が55,000円以上の場合、27,000円

以 上